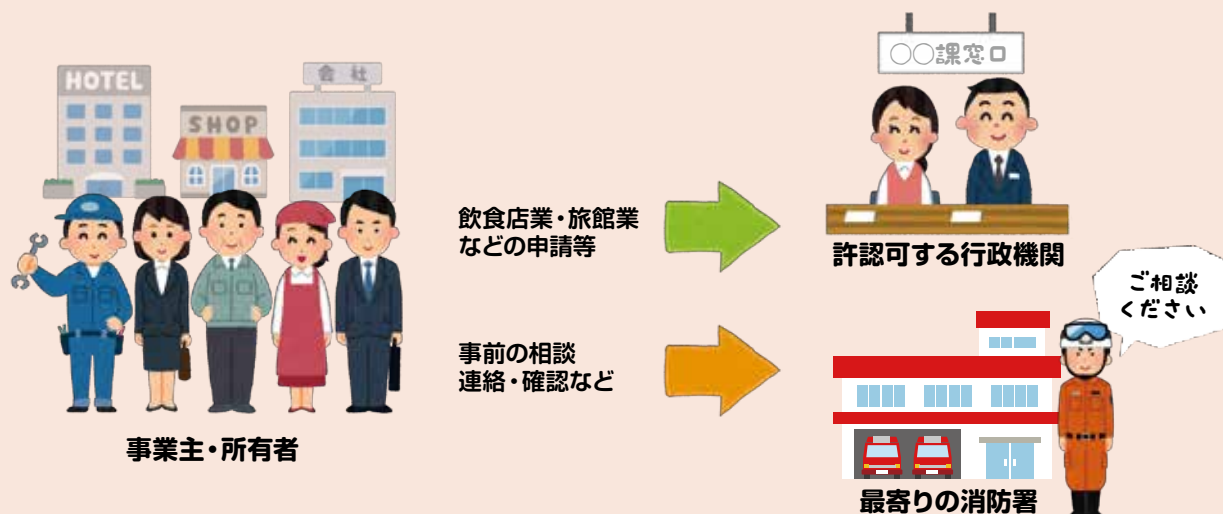


増改築・テナント入居の際は 消防署へご相談を！



消防法令に関する事前の確認をしないまま、増改築やテナント入居することで、建物構造や面積の変更により法令違反となり、改修が必要となるケースが多発しています。



事業を開始した建物において、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置義務違反が判明した場合、東部消防局のホームページで公表される場合があります。

(鳥取県東部広域行政管理局火災予防条例第48条の2)

違反対象物公表制度に関するご案内はこちら ➡ <https://www.east.tottori.tottori.jp/>



法令違反の多くは、**増築・棟の接続・窓をふさぐ・建物の用途変更**が原因で発生しています。

例

- 使い勝手を良くするため、建物と建物を屋根やひさしで接続した。
- 事務所ビルとして建築された建物に、飲食店や物品販売店舗などが入居した。
- リフォームや内装工事などで、窓や扉をふさいだり、部屋を間仕切りした。



消防用設備等の設置には、
新たな費用負担が想定されます。

規模の大小に関わらず、最寄りの消防署にご相談ください！

このポスターに関するお問い合わせは、東部消防局予防課予防係 ☎ (0857) 23-2460 まで

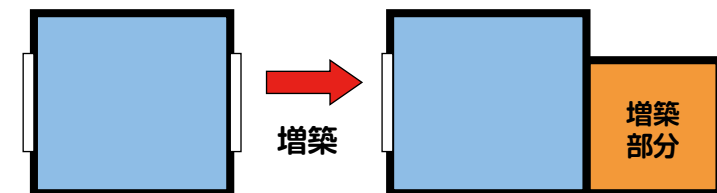


こんな場合はご相談ください！

消防用設備等の新設や増設が必要に!?

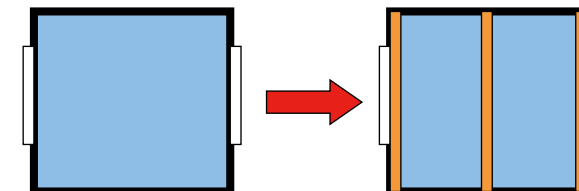
既存の建物を増築する場合

★ 増築やとなりの建物と接続して、面積が増加する。



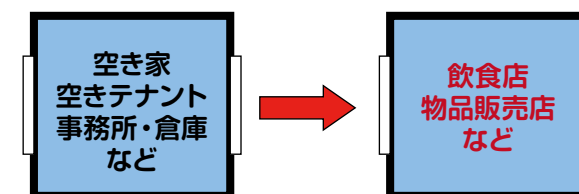
既存の建物をリフォームする場合

★ 内装工事などで、既存の窓をふさいだり、間仕切りを設ける。



空き家、空きテナントに入居する場合（建物の用途が変わる場合）

- ★ 空き家や空きテナントに飲食店として入居し、用途が変わる。
- ★ 事務所や倉庫として建築された建物で、飲食店や物品販売店などをはじめる。



お問い合わせ先

※最寄りの消防署にお問い合わせください。

消防局予防課予防係 (0857) 23-2460
鳥取消防署予防係 (0857) 29-6894
湖山消防署予防係 (0857) 31-0119

岩美消防署予防係 (0857) 73-0119
八頭消防署予防係 (0858) 85-1211
気高消防署予防係 (0857) 82-2211